

○ 文部科学省
厚生労働省 令第二号

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十八号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣 川端 達夫

厚生労働大臣 長妻 昭

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「第二十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若し

くは看護師養成所」を「第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは看護師養成所」に改める。

一 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年^{文部}厚生省令第一号）別表備考第二号

二 診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年^{文部}厚生省令第四号）別表第一備考第二号

三 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年^{文部}厚生省令第三号）別表備考第二号

四 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年^{文部}厚生省令第二号）別表第一備考第二号及び別表第二備考第二号

（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正）

第二条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年^{文部}厚生省令第一号）の一部を次のように改正

する。

第一条第一項中「法第二十一条第一号」を「法第二十一条第二号」に改め、「学校」の下に「、法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学」を加え、「法第二十一条第二号」を「法第二十一条第三号」に改める。

第二条第二号及び第三条第二号中「六月」を「一年」に改める。

第四条第一項中「法第二十一条第一号の」を「法第二十一条第一号の大学、同条第二号の」に、「同条第二号」を「同条第三号」に、「法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法」を「同法に基づく大学が同法」に改める。

第四条第一項第一号並びに第六条第一項及び第二項中「法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法」を「同法に基づく大学が同法」に改める。

別表第三備考第二号ロ及び別表第三の二備考第三号ロ中「学校」の下に「（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「認定されている学校」の下に「(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)」を加え、「第二十一条第一号若しくは第二号」を「第二十一条第二号若しくは第三号」に改める。

一 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年^{文部省令}厚生省)

第二号)別表第一備考第二号

二 柔道整復師養成施設指定規則(昭和四十七年^{文部省令}厚生省)別表第一備考第二号

(理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正)

第四条 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和四十一年^{文部省令}厚生省)第三号)の一部を次のように

改める。

別表第一備考第二号中「第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校」の下に「(

学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）」を加え、「第二十一条
第一号若しくは第二号」を「第二十一条第二号若しくは第三号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。